

2026年4月1日

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに
会社法施行規則第189条に基づく書類)

吸収分割株式会社

兵庫県尼崎市西向島町 111-4
株式会社関通ホールディングス株式会社
代表取締役 達城 利卓

吸収分割承継会社

兵庫県尼崎市西向島町 111-4
株式会社関通 WestLogistics
代表取締役 朝倉 寛士

兵庫県尼崎市西向島町 111-4
株式会社関通 EastLogistics
代表取締役 河井 章宏

兵庫県尼崎市西向島町 111-4
NewsNyx 株式会社
代表取締役 古川 雄貴

吸収分割株式会社と吸収分割承継会社は、共同して、会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条の定めに従い、下記のとおり吸収分割により吸収分割承継会社が承継した吸収分割株式会社の権利義務その他の吸収分割に関する事項として法務省令で定める事項を記載した書面を備え置く。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則189条第1号）
2026年4月1日
2. 吸収分割株式会社に関する事項（会社法施行規則189条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則189条第2号イ）
吸収分割をやめることの請求をした株主はありませんでした。
 - (2) 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則189条第2号ロ）
 - 1 反対株主の買取請求
吸収分割会社は、2026年2月18日付の電子公告にて株主に対し本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限の2026年3月31日までに異議申述をされた債権者はありませんでした。

2 新株予約権買取請求

会社法第787条第1項第2号の要件を充たす新株予約権はありませんので、会社法第787条の規定による手続は実施しておりません。

3 債権者の異議

本吸収分割においては、吸収分割株式会社の債務は吸収分割承継会社に承継されず、吸収分割株式会社の債権者を害するおそれはないため、会社法第789条第1項ただし書の規定に基づき、同条第2項及び第3項に定める債権者保護手続は実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社に関する事項

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

吸収分割をやめることの請求をした株主はありませんでした。

(2) 会社法第797条の規定及び第799条（第802条第2項において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過

1 反対株主の買取請求

吸収分割承継会社の株主は吸収分割株式会社のみであり、本吸収分割を承認しているため、反対株主による株式買取請求はありませんでした。

2 債権者の異議

吸収分割承継会社は、2026年2月16日付の官報にて債権者に対し本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限の2026年3月15日までに異議申述をされた債権者はありませんでした。なお、吸収分割承継会社には、知れている債権者はありませんので、知れている債権者に向けた各別の催告はする必要はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則189条第4号）

吸収分割承継会社は、効力発生日である2026年4月1日に、吸収分割株式会社より吸収分割契約に記載された事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

2026年4月1日

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

(1) 吸収分割に際して交付する株式及びその割当てに関する事項

吸収分割承継会社は、本件吸収分割に際して、株式を含む一切の対価を交付しておりません。

(2) 吸収分割承継会社の資本金及び準備金に関する事項

本吸収分割の結果、吸収分割承継会社の資本金及び準備金に変動はありません。

以上